秋田市行政改革市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の更なる変化に対応する改革の指針となる、新たな 行政改革大綱の策定に当たって、市民の意見を反映させるため、秋田市 行政改革市民委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 行政改革大綱の策定に関し、提言を行うこと。
 - (2) その他行政改革に係る必要な事項に関し、審議すること。

(組 織)

- 第3条 委員会は、市長が委嘱する委員10名以内で組織する。
- 2 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。
- 3 委員会に、委員長および副委員長を置き、委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を 代理する。

(会 議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて市長が招集し、委員長がその議長となる。

(事 務 局)

第5条 委員会の事務局は、総務部総務課に置く。

(補 足)

第6条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年6月14日から施行する。